

処 分 基 準

平成 30 年 6 月 15 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 75 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令
原 権 者 (委 任 先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第 26 条の 7 (自動車の使用の制限の基準)
処 分 基 準 : 使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部交通部交通指導課指導取締係 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :

別添 処分量定の基準

前歴	累積点数	2点又は	4点又は	6点から	9点以上
	車種	3点	5点	8点	
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日